岡山市婦人バレーボール協議会登録規程

令和６年度　　岡山市婦人バレーボール協議会

岡山市婦人バレーボール協議会に所属するチームのチーム構成および登録については、次の定めるところによるものとする。

１．プレーヤーが居住する小学校区に登録チームがない場合

（１）プレーヤーが登録を希望するが、居住小学校区に登録されたチームが存在しない場合は、居住する小学校の属する中学校区内のどのチームにでも、登録することができる。

（２）中学校区に登録を希望するプレーヤーは、登録を希望するチームの加入承諾があり、当協議会の許可を受けたプレーヤーのみ、中学校区内の希望するチームに登録することが認められる。

（３）中学校区のチームに登録を希望するプレーヤーは、１．（１）に掲げる居住小学校区のチームが登録された時点で、登録している中学校区のチームから登録を抹消される。

（４）中学校区に登録を希望するプレーヤーは、居住する小学校区で、登録チームを作れるよう働きかけ、努力をすること。

２．　その他この規定に該当しない事項については、役員会にて検討し決定する。

３．　施行期日は平成１７年４月１日とする。

令和　６年４月１日改正

令和６年度　特例による登録者名簿

規定１－(1)(2)に該当（居住区に登録チームが存在しない場合　毎年名簿を提出）			
氏　　名	住　　所	中学校区	住民票のある 小学校区